

平成26年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月12日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成26年3月12日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 平成26年度可児市一般会計予算について
- 議案第2号 平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 平成26年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第5号 平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成26年度可児市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成26年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第11号 平成26年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第12号 平成26年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第13号 平成26年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第14号 平成26年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第15号 平成26年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第16号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第17号 平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第18号 平成25年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第19号 平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

5. 出席委員（19名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	伊藤 英生
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	伊藤 健二	委員	小川 富貴
委員	中村 悟	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	天羽 良明
委員	川合 敏己	委員	酒井 正司

委員 澤野 伸
委員 山口 正博
委員 出口 忠雄

委員 山田 喜弘
委員 板津 博之

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐藤 誠	教育委員会 事務局 局長	高木 美和
健康福祉部参事 兼高齢福祉課長	小池 百合子	健康福祉部次長	安藤 千秋
こども課長	酒向 博英	健康増進課長	井藤 裕司
国保年金課長	大澤 勇雄	こども発達支援センター くれよん所長	井上 さよ子
教育総務課長	山本 和美	学校教育課長	林 眞司
教育文化財課長	長瀬 治義	学校給食 センター所長	渡辺 哲雄

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高木 伸二	議会事務局 議会総務課長	松倉 良典
議会事務局 書記	小池 祐功	議会事務局 書記	上田 都

委員長（伊藤 壽君） 皆さん、おはようございます。

若干定刻前ですが、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち、議案第 1 号から議案第 4 号の平成26年度各会計予算、議案第16号及び議案第17号の平成25年度各会計補正予算について、教育福祉委員会所管部分の質疑を行います。

発言される方は、委員の方も、執行部の方も、挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

それでは、お手元に配付いたしました事前質疑に沿って 1 問ずつ行います。

重複する質問につきましても、それぞれに説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑につきましては、事前質疑終了後に改めて発言していただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をしてください。

それでは、富田牧子委員より 1 問ずつ質疑をいただきますようよろしくご願ひいたします。
委員（富田牧子君） 1 番です。

資料ナンバー 4 の補正予算の10ページですが、障がい者自立支援費のところ、短期入所給付費が69%増加したということですがけれども、その理由として、入所できるところがふえたのかということをお聞きしたいと。

その次のところですが、就労継続支援 A 型、放課後等デイサービスともに事業所が増加したという説明でしたけれども、それぞれの事業所は設置基準を満たしているちゃんとした事業所かどうかをお尋ねします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

短期入所給付費の額については、短期入所施設の増加によるものではなく、医療型短期入所施設を利用された方が数名あったことにより、延べ利用日数が前年度の206日から349日に増加したことにより、増額補正しております。

続きまして、就労継続支援 A 型及び放課後等デイサービス事業の事業所指定について、お答えいたします。

事業所の指定は、岐阜県が行います。指定基準として、実施主体、従業員の人数、サービス管理責任者、施設管理者に関する基準及び利用定員及び建物の設備・備品に関する基準などがあります。それぞれの事業所は指定基準を満たしていることから、指定障がい福祉サービス事業所として指定されております。以上です。

委員（富田牧子君） 済みません、まず短期入所のところですが、人数がふえたということで場所がふえたのではないということですが、どこに入所をしてみえましたか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 愛知県の心身障がい者コロニーなどに入所された方が一時的に多かったということでございます。

委員（富田牧子君） 済みません、就労継続支援A型と放課後等デイサービスですけど、それぞれどれくらい事業所がありますか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） ちょっと調べますので、お待ちください。

委員長（伊藤 壽君） それでは、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 3番です。同じく、補正予算の資料40ページです。

ひとり親家庭支援事業にかかわって、この予算がマイナス500万円の補正予算となっておりますが、平成25年度の当初予算を立てるときの実績数と比べまして、何が主な落ち込みとなったのか、その減額変更する主な理由、あるいは支援対象者数、入所世帯数の推移、変化等について御説明ください。

こども課長（酒向博英君） よろしくお願いいいたします。

母子生活支援施設は、主にDV被害者を一時保護し、自立支援を進めるための施設ですが、平成25年度予算では、平成24年度からの継続入所の2世帯 2世帯とも母と2児の世帯でございます の1年間の入所措置費720万6,000円と、新規1世帯、母1人、子供2人を想定した入所措置費397万6,000円の計1,118万2,000円を計上しました。

減額の理由は、新規の入所措置がなかったこと及びこの入所措置費は各施設の定員に対する入所者数によって毎月変動することや、入所期間によって加算される被虐待児受け入れ加算金が不用になったことにより当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。以上です。

委員（伊藤健二君） 同じく11ページ、生活保護費についてお聞きします。

今、215世帯314名との説明がありました。増大をしているわけであり。増加の主な理由とその分析、構成内容等を御説明いただきたい。例えば、雇用悪化事例であるとか、高齢者世帯の増加であるとか、独居単身世帯、ひとり親世帯などに分類すると、どういう傾向と特徴になっているのか、お願いいいたします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） それでは、お答えします。

生活保護世帯につきましては、平成22年10月末の197世帯をピークに減少しておりましたが、平成24年7月から増加に転じ、平成25年6月に過去最高を更新して以降、さらに増加傾向が続いております。特に、稼働年齢層と考えられる65歳未満のその他世帯が増加しております。

毎月、国へ報告する福祉行政報告例の平成25年3月と12月を比較すると、27世帯増加しております。増減の内訳は、その他世帯21世帯、母子世帯5世帯、障がい者世帯2世帯、傷病者世帯1世帯、高齢者世帯についてはマイナス2世帯となっております。

12月の生活保護世帯は、全体で215世帯です。内訳は、高齢者世帯が73世帯34%。その他

世帯55世帯25.6%。傷病者世帯50世帯23.3%。障がい者世帯23世帯10.7%。母子世帯14世帯6.5%となっております。また、単身世帯は152世帯、2人以上の世帯は63世帯となっております。単身世帯が70.7%、2人以上の世帯が29.3%となっております。

平成25年度4月以降に保護を開始した54件の開始事由を見ると、失業・事業不振によるものが18件、世帯主の傷病によるものが13件、預貯金の減少、老齢による収入減少が7件、その他16件となっております。開始理由は、失業や傷病等により生活困窮に陥った傷病世帯及びその他世帯が多くなっております。また、支援する家族等がない単身世帯も多くなっております。以上です。

委員（伊藤健二君） お尋ねします。

私は先ほど、雇用悪化事例という表現の仕方を出しましたが、るる説明した中で、65歳未満のその他世帯が55世帯、全体の25%増大したということをお願いしつつ、保護の開始事例を分析すると、失業で18件あるということなので、やはり失業、いわゆる雇用悪化事例が今期最大の開始要因になっているということで理解してよろしいですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） はい、そういうことだと思います。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、健康福祉部次長、先ほどの富田委員の質問にお答えください。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 先ほどの就労継続支援A型につきましては、可児市内では1カ所、それから放課後等デイサービス事業については市内では3カ所ということになっております。市外以外についてはたくさんございますので、利用される方はそれぞれ選択して利用されているといった状況でございます。

委員長（伊藤 壽君） 富田委員、よろしいですか。

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 平成26年度予算一般会計です。資料ナンバー2の19ページです。

民生費負担金1,344万円減額となった主な理由は何でしょうか。園児数、あるいは算定基準の見直しなどが含まれているかどうか、そのあたりについても御説明ください。

こども課長（酒向博英君） 民生費負担金の減額の主な理由は、児童福祉費負担金でございますので、こども課でお答えします。

民生費負担金のうち児童福祉費負担金、これは全額保育園児童運営費負担金でございますが、この減は1,405万3,000円となっております。保育園児童運営費負担金は、現年度の実績に基づき積算しておりますので、各所得階層ごとの人数や保育料が異なる3歳未満児、3歳以上児の数によって毎年変動しております。定員や算定基準の見直しについては、新年度はございません。

予算上は、前年度対比で減額となっておりますが、今年度の最終的な負担金収入見込み額は2月末時点では約3億782万円で、この金額と新年度予算3億1,799万円と比較しますと、新年度予算が1,000万円ほどの増加となっております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 6番です。

同じく、資料ナンバー2の22ページ、14の2の2、民生費国庫補助金です。

歳出のほうでは、3の1の12、64ページと関連する臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の対象世帯の特性は何が違うのか、支給要件等とのかかわりで御説明いただければお願いします。各対象件数をあわせて明示されたいと思います。

また、年金生活世帯に係る臨時給付金は、給付の仕組みとの関係で可児市のこの予算とは関連しないと思いますが、そういうことでよろしかったでしょうか。あわせてお答えください。お願いいたします。

委員（山根一男君） 資料ナンバーが変わりまして、3の予算の概要の54ページになります。項目は同じ臨時福祉給付金給付事業になりますが、2億6,600万円につきまして、対象は誰か、告知方法、その他漏れなく給付するための方策はあるのかという質問です。

委員（野呂和久君） 同じところ です。

給付の対象者は、生活保護世帯は対象か、給付を受けるには申請が必要か。

委員長（伊藤 壽君） 次の質疑もお願いします。

委員（野呂和久君） 同じ資料ナンバー3の58ページ、子育て世帯臨時特例給付金給付事業です。

給付の対象者は、住民票を可児市に残したまま、DVで子供と他市町村に居住している場合はどうなるのか。以上です。

健康福祉部次長（安藤千秋君） お答えいたします。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてお答えいたします。

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することとしております。

また、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給することとしております。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の給付対象イメージは、臨時福祉給付金では低所得者を対象にしており、低所得者であれば、子育て世帯でも、単身世帯でも、高齢世帯でも、全員に1万円ずつ支給されます。5,000円の加算対象者の場合は、1万5,000円支給されます。また、子育て世帯臨時特例給付金では、中所得者を対象にしており、中所得世帯に児童1人当たり1万円が児童手当受給者に支給されることとなります。

臨時福祉給付金の対象者は、本年1月1日時点で可児市に住民票がある方で、平成26年度の市民税の非課税者が対象になります。ただし、扶養されている方に扶養されている場合は対象になりません。また、生活保護世帯は、保護費で対応するため対象になりません。支給額は1人につき1万円です。給付対象者のうち、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当受給者等は5,000円加算され、1万5,000円支給されます。

本市の給付対象者は、2万人程度と見込んでおります。また、そのうち5,000円加算され

る方は1万人程度と見込んでおります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の対象者は、本年1月1日における児童手当の受給者であって、平成25年度中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない者となっています。また、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者は除くことになっております。したがって、子育て世帯臨時特例給付金は、中所得の子育て世帯が対象ということになります。対象児童は、約1万1,700人を見込んでおります。

両給付金の申請書の受け付け開始は、8月1日を予定しております。給付に係る経費は全額国の負担となっております。申請書の受け付け、周知の方法については、東濃地域5市など近隣市と同一歩調により実施することとしております。

周知方法については、税務課が納税通知書の送付対象者以外の者に対し、平成26年度分の均等割が課税されないこととなっている旨の確認的なお知らせを7月に発送しますので、その際、臨時福祉給付金のチラシや申請書を同封することにより周知することとしております。また、7月1日号の広報紙に、詳細について掲載する予定でございます。また、各施設にチラシを置くなどにより、周知を図りたいと考えております。以上です。

こども課長（酒向博英君） 私からは、野呂委員の2点目の質問にお答えいたします。

配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしておる者が児童を養育しており、一定の要件を満たす場合には、実際に児童を養育している居住地、DV被害者の避難先となりますが、この自治体が支給することとなります。

一定の要件とは、保護命令が出されている場合、婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている場合、住民票の発行禁止や閲覧制限がかかっている場合などです。

なお、こういったケースの場合、都道府県を通じて、居住市町村と住民票所在市町村との間の連絡調整を図ることになります。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの件に関して、関連質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 10番です。資料2の26ページ、県支出金になります。

社会福祉費補助金について、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金について5,850万円の当該事業の概要について御説明をお願いします。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） では、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の5,850万円の概要についてお答えします。

これは、認知症グループホーム2施設と小規模多機能居宅介護1施設に対する施設整備に係る補助金です。税源元は、県費の岐阜県介護基盤緊急整備臨時特例基金事業費補助金です。市町村を經由して事業者に10分の10補助されるものです。

対象経費は、整備に必要な工事費及び工事事務費になります。補助金額は、1施設1,950万円を予定されています。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 11番です。同じく26ページの2の3のほうです。

児童福祉費補助金について、放課後子どもプラン推進事業費補助金2,323万4,000円は、全額キッズクラブ運営事業に投入されるものと理解していますが、この用途にかかわって規制等については何かあるのでしょうか、お願いします。

こども課長（酒向博英君） この補助金は、放課後子どもプラン推進事業の中の放課後児童健全育成事業として補助金の交付を受けるものです。

対象経費は、飲食物を除く放課後児童クラブの運営に必要な経費とされておりますので、本市の場合はキッズクラブの運営に必要な経費として、来年度は指導員賃金、消耗品、電話代、施設の保険料、エアコン設置工事、こうしたものを補助対象経費として予定をしております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 12番です。

資料2の63ページ、年金相談員の報酬について、324万円を計上していますが、これは何人分でしょうか。また、予定する相談件数はどれくらいでしょうか、相談の設定とのかかわりも含めて簡単に御説明願います。

国保年金課長（大澤勇雄君） 年金相談員については3名をお願いしておりますが、輪番で、常時は日に2名が出勤体制となっております。

相談の実績といたしましては、正職員2人も含めまして相談員さん2名で、平成24年度は1万2,683件、平成25年度は1万2,800件を見込み、平成26年度は1万4,120件を見込んでおります。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 13番です。

老人福祉センター費について、概況では11修繕費、15営繕工事費、18管理費の合計は2,600万円であり、3館の指定管理料は7,230万円であるが、これを低減する見込みは少ないと見られます。どのような対策があるとお考えでしょうか、お願いします。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） 修繕費については、経常的経費です。突発的、緊急的事案に対する予算となっております。

老人福祉センター3館については、築20年から30年経過しており、建物のみならず設備も老朽化していますので、緊急的事案は今後もふえてくると考えられます。

工事費、備品購入費については、臨時的経費に該当するため、金額の大小は年度ごとに異なってきます。

指定管理料については、平成26年度は消費税分の関係から例年よりも増額となっています。内容として、人件費や光熱費、燃料費、施設管理経費などといった固定経費がほとんどであるため、金額の削減は難しいと考えます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 14番です。

69ページ、キッズクラブ運営事業について、指導員には3つの階層があるように見受けられますが、1つ目、統括指導員は何人でしょうか。指導員委託料は、243万円が計上されておりますが、これは何人分の指導員に相当する委託料でしょうか。また、この委託料の委託先はどこで、何人でしょうか、件数と団体をお願いします。

それから、労災・労働保険の雇用関係は、この指導員委託料には発生しないのでしょうか、お願いします。

こども課長（酒向博英君） まず1点目の統括指導員の人数でございますが、統括指導員の人数は1人です。

それから、2つ目の指導員委託料と委託先についてお答えいたします。

キッズクラブにおける指導員委託は、通常時、学校がある日は、指導員のローテーション上の都合や指導員の休暇などで指導員のみで対応できない日について臨時的に指導員を委託するものです。また、夏休みなどの長期休暇は、一時的に入室児童がふえるため、長期休暇に限定した指導員を雇用しておりますが、それでもなお人数が不足する日がある場合に委託をしております。委託先は、シルバー人材センターでございます。

この委託料につきましては、通常期は1日1人2時間勤務という想定で1カ所当たり年間42日、長期休暇につきましては1日5時間という想定で1カ所当たり年間38日。これは、主に夏休みを想定しております。これに基づきますと、年間の延べ人数は全てのクラブの合計で通常期は420人、長期休暇は年間380人という積算をしております。

それから、4つ目の雇用関係についてですが、保険はシルバー人材センターの加入する保険の適用となりますので、保険上の雇用関係は生じるものではないというふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（伊藤健二君） 改めて聞きますが、雇用関係、労働保険の対象関係にはないという理解だそうですが、指導員が不足する際に年間を通じて業務委託をするというわけですが、現実的には、穴があいた、あるいは不足した指導員のかわりを個別にそのときの状況に合わせてやるわけですから、委託先に出してくれという委託派遣をお願いするわけですがけれども、実際には派遣労働に限りなく近い状態になっているわけじゃないんですか。偽装請負という

指摘、つまり現場での指揮・命令の状態についてはどうなっていますか。

こども課長（酒向博英君） 今年度の実績で申し上げますと、10クラブのうち可児市シルバー人材センターに委託したのは6クラブで、2月までの人数ですと103人ということになっております。

これは、おっしゃいましたように、指導員がどうしても基準数をその日満たない日について可児市シルバー人材センターにお願いするというものでございますが、委託は単価契約という形で契約をしております、それで毎月ごとに依頼した人数によって精算をしているということでございます。

この現場に来た可児市シルバー人材センターの指導員は、最初の打ち合わせは当然行いますが、あくまでも補助的な立場で一部の子供を自分の範囲で保育、一緒に遊んだり見守りするということが主な業務ですので、直接的な指揮・命令系統という意味での雇用関係はないというふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（伊藤健二君） まあいいです。とりあえずそこまで。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 15番です。75ページ、健康増進課の委託料についてお尋ねをします。

健康づくり推進事業、健康のための運動普及事業、健康教室託児（委託料）、保健事業などで2億900万円とありますが、それぞれの違い、あるいはその内容の意味合いを御説明いただければありがたいです。

健康増進課長（井藤裕司君） それでは、議案資料番号の2の予算書の75ページにあります御質問の目録指導費の委託料につきましては、5つの事業における委託料が整理されております。事業ごとに簡単に説明をさせていただきます。

まず、健康づくり推進事業においては、健康づくり推進事業委託料が250万円です。これは、毎年10月に開催する健康フェア、県民健康セミナーの可児市健康づくり推進協議会への委託料です。

同じく、健康のための運動普及事業委託料は40万円です。これは、健康づくりのためのウォーキングの推進、健康教室の開催のため、可児市健康づくり運動普及推進協議会への委託料です。

次に、保健指導一般経費においては、食生活改善活動事業委託料が75万円です。この事業は、可児市食生活改善推進協議会に委託し、市民の食生活改善を推進するため、地域での生活習慣病予防等の料理講習会の開催を行うものです。

母子健康教育事業においては、健康教育託児委託料が32万1,000円です。これは、母子健康教育事業として実施するアフターピクス、離乳食もぐもぐ教室に参加する保護者のための託児を委託するものです。

母子健康診査事業においては、妊婦健診委託料が9,410万6,000円です。この事業は、妊婦健康診査費用を助成して定期的に受診いただくことにより妊婦の健康管理を行い、安心して

妊娠・出産できる環境を確保するためのもので、妊婦1人当たり14回の妊婦健康診査を岐阜県医師会と岐阜県内の産科医療機関に委託するものです。

同じく、妊婦歯科健診委託料が110万3,000円です。この事業は、妊婦が妊娠中に受診する妊婦歯科健康診査1回分を可児歯科医師会に委託するものです。

成人各種健康診査事業においては、保健事業委託料が60万円です。この事業は、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査事後指導などを可児医師会に委託するもので、医師の立場からの指示・意見をいただきながら、適正な事業運営を図っております。

同じく、各種健診委託料が1億200万2,000円です。この事業は、胃がん検診を初めとした各種健診の委託料です。

同じく、電算事務委託料が701万6,000円です。これは、検診申込書の作成や封入、封緘業務、個々の対象者への検診表作成などの電算事務を委託するものです。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。16、17共通しておりますので、あわせてお願いいたします。

委員（山口正博君） それでは、資料ナンバー3の49ページになります。

民生費、社会福祉費、地域福祉推進事業でございます。

社会福祉協議会へ地域福祉事業として補助金の支出がありますが、地域社会福祉計画に基づく施策を達成するための各地区社協の役割、及び実施事業は明確に伝わっておりますか。

委員（富田牧子君） 済みません、同じところですが、社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金として4,983万3,000円が計上されておりますけれど、名前を変えても、これが実質は社会福祉協議会の職員の人件費に変わりがないと。今までと名前を変えても変わりありません。ところが、地域福祉基金からの繰り入れは今回4,500万ありますが、もうあと残りが7,200万だったと思うんですけれども、あと2回ほど繰り入れをすれば底をつきますが、今後の方針はどのようにお考えかということをお聞きします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金については、社会福祉協議会で地域福祉事業を担当する職員10人分の人件費に対する補助金でございます。

第2期可児市地域福祉計画については、社会福祉協議会が策定する第2期地域福祉活動計画と理念や目標、取り組みの方向性を共有し、連携して策定しております。社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定に当たっては、地区社会福祉協議会ごとに実施した地域福祉懇話会の意見を踏まえて策定しております。地域福祉懇話会には、地区社会福祉協議会の役員の方も参加され、地域のニーズ、地域の拠点づくりなどについて話し合いがされておりますので、地域福祉の必要性については認識されていると考えております。可児市地域福祉計画、及び地域福祉活動計画に基づく施策を達成するために、今後も社会福祉協議会と連携していくこととしております。

また、地区社会福祉協議会代表者会議などで地区社会福祉協議会の役割の検討、先進事例

の紹介などを行い、地域において共助の取り組みが推進されるよう支援していきたいと考えております。

次に、地域福祉基金についてお答えいたします。

地域福祉基金の平成25年度末残高の見込み額は、約1億2,000万円でございます。26年度に4,500万円取り崩すこととしておりますので、26年度末残高は約7,500万円になります。現状の推移からすると、3年後の28年度には基金が枯渇する見込みになっております。基金残高がなくなった場合には、社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金は一般財源で継続する予定でございます。

また、地域福祉基金の残高がわずかになった場合には、寄附金の受け皿として活用するなど、存続について検討したいと考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 関連につきましてよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。18、19につきまして、関連しておりますので、あわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 同じく、49ページのその下のところですが、新規事業として成年後見事業の補助がありますが、この内容についてお伺いします。

委員（野呂和久君） 同じところですが。

社会福祉協議会成年後見事業の事業内容をお願いします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 可児市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人を法律的に保護し、支えていくために、法人後見事業を実施するための準備を行っております。社会福祉協議会が成年後見人、保佐人、もしくは補助人になり、意思決定が困難な人の財産管理、介護サービスの利用計画の締結、不利益な契約の取り消しなどを行うこととしております。

また、法人後見業務を行う上で、受任の適否の決定、受任後における後見業務の監督等を行うために、法人後見運営委員会を設置することとしております。この成年後見事業補助金は、法人後見運営委員会の設置に係る費用に対して補助することとしております。主な設置費用は、弁護士等の委員報酬になっております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 関連はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。20から23まで関連がございますので、あわせて一括でお願いします。

委員（富田牧子君） 50ページのところですが、在宅医療介護推進事業ですが、地域包括ケアシステムということが出てきておりますけど、この説明シートの中にも絵が載っていましたが、一体どういうことを地域包括ケアシステムというのかということで、このシートの中には載っていないような事業、今やっていないような事業も載っていましたが、新たにどのようなことを事業化するのかということをお尋ねします。

委員（野呂和久君） 可児市の地域包括ケアシステムの構築に向け、平成26年度予算における到達目標は。

委員（板津博之君） 施設介護から在宅介護へとシフトさせていく上で、在宅医療は必要不可欠である。医師会との合意形成は図られているか。

委員（川合敏己君） 同じく、在宅医療介護推進事業における市内医師の協力要請とは、その仕組みを具現化するためには、具体的にどのような方法が有効と考えていらっしゃるのか、ぜひ御答弁をお願いします。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） まず、富田委員、野呂委員からの地域包括ケアシステムに関する御質問についてまとめてお答えします。

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で医療や介護、生活支援が受けられる包括的支援サービスの提供体制をいいます。

具体的には、1点目に、24時間対応の在宅医療や訪問看護、リハビリの充実です。2点目に、特別養護老人ホーム等の介護拠点の整備と24時間対応の定期巡回対応型訪問と臨時的対応型訪問介護等リハビリの強化です。3点目に介護予防の推進、4点目に見守り、配食、買い物など多様な支援サービスなどの確保です。5点目に、高齢期になっても住み続けることができる高齢者住まいの整備です。この5つのサービスをニーズに応じて適切に組み合わせながら、継続的に提供することをいいます。

サービスの提供に当たっては、行政、医療機関、介護サービス事業所、自治会などの地域等が連携し、自助、共助、公助による役割分担を踏まえながら、可児市の実情に応じた高齢者の支え合いの仕組みづくりを進めたいと考えます。

事業内容としましては、現段階では地域のニーズや課題、また地域が独自に実施している既存のサービスや活動を把握するために地域ケア会議を連絡所単位に開催しております。平成26年度においても地域ケア会議を継続します。

なお、新たに地域包括ケアシステム検討委員会を開催し、地域ケア会議の結果から新たなサービスの創設や既存のサービスのシステム化など社会資源の開発や地域づくりを検討するという計画を持っております。

次に、板津委員、川合委員からの在宅医療推進における医師会との連携についてお答えします。

在宅医療の推進には医師会との連携は不可欠ですが、現段階での医師会とは打診の段階で、組織的な合意形成までは至っておりません。ただし、医師会長は在宅医療の必要性は承知されており、関係機関との連携の必要性も認識されています。

また、県医師会においても、在宅医療、介護連携を今年度より強く地域医師会へ呼びかけており、在宅医療の必要性は浸透していると思われれます。

在宅医療の具現化の第一歩として、昨年末に在宅医療講演会を開催しました。医師会側の在宅医療への意識づけを行ったものです。講演後のアンケートで、参加された医療関係者36人の方ほぼ全員が在宅医療は早急に必要と答えてみえます。

今後も講演会や研修会を開催し、一層の意識づけ、意識改革を行うとともに、医療、看護、介護等関係機関との顔の見える会議を開催していきたいと思っております。計画としましては、地域の医療機関状況を把握してマップ化する。また、他職種参加型のグループワーク等研修会の開催を予定しております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの回答についての関連はございますか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく、50ページの一番最下段です。

緊急通報システム運営事業委託料1,270万円につきまして、これまでの実績も含め、その規模や内容について御説明ください。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） 緊急通報システム運営事業は、平成23年度404件、平成24年度末401件、平成25年度からは高齢者専用住宅を対象外としたこともあり、平成26年1月末時点で366件の利用となっています。新規設置は、平成23年度47件、平成24年度54件、平成25年度は1月末時点で55件と増加傾向にあります。

内容としましては、緊急時にボタンを押すと、委託先の通信受信センターが応答します。あらかじめ届け出ている近隣の緊急時協力員への連絡や直接救急要請を行います。さらに、定期的な健康状況の確認や、利用者からの相談を随時答えるサービスも行っています。

平成24年度の緊急要請は42件、利用者からの相談件数は延べ3,213件、通信受信センターからの様子うかがいは延べ8,077件となっています。平成26年度予算においては、年間を通して新規利用が50件、月平均380件の利用があるものと想定して予算計上しています。以上です。

委員（山根一男君） これは、申し込みといいですか、それによる需要といいですか、待ちの状態とかそういうことはないわけですね。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） ありません。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 51ページの長寿のつどい開催経費です。

イベント開催委託料が390万円となっております。どのような事業をどのようなところに委託するのか。それで、参加者からも意見が出ているんですけど、今後もこのような形で継続をするのか、もうちょっとほかの形はないのかということが御意見でありましたので、お聞きするんですけども、今後も同様な形で続けるのかということです。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） 長寿のつどいのイベント委託につきましては、イベント事業者4社ほどを対象に390万円の予算枠の範囲内で企画提案の募集をしています。生き生き長寿のつどい実行委員会において審査を行い、業者を選定します。

平成25年度の参加者150名ほどにアンケートを実施しましたところ、イベントについて今

後も継続したほうがよいかの問いに、「続けたほうがよい」と答えた方が約86%ありました。このことから、多くの方が現状のあり方に満足していると思われるので、形態の著しい変更は考えておりませんが、運営方法等についていろいろな御意見がありましたので、形態の維持を考えながら、見直し検討をしていきたいと思っております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。26、27は関連がございますので、あわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 済みません、同じく51ページのところですが、高齢者福祉施設整備事業のところですが、どの地域に、何という施設ができるのかお聞きをします。

委員（山根一男君） 同じところですよ。

高齢者福祉施設等整備補助金1億3,350万円について、どのような施設か。また、これによって市内の高齢者福祉施設への充足率はどのように変化するのか、一般財源からの補償はないのかという質問です。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） では、あわせてお答えさせていただきます。

建設地域と施設についてですが、桂ヶ丘地内に介護老人保健施設80床を医療法人浅野会が予定しています。

次に、社会福祉法人明耀会による瀬田の杜敷地内に小規模多機能居宅介護1施設と認知症グループホーム18床1施設を予定しています。

もう1件の認知症グループホーム18床は、昨日、事業者の選定が終わったところなんですが、メディカル・ケア・サービス東海が広見地内に建設の予定と決定しました。

補助金の内訳は、介護老人保健施設が4,800万円、小規模多機能居宅介護は施設整備補助金1,950万円と開設準備補助金540万円の合計2,490万円です。認知症グループホームは、1施設当たり施設整備補助金1,950万円と開設準備補助金1,080万円の3,030万円となっています。

施設整備補助金は、県費、岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金5,850万円となります。開設準備金は、国費の地域介護福祉空間整備交付金7,500万円の合計1億3,350万円となります。

これらの施設ができることで市内待機高齢者の変化についてですが、平成25年6月の調査で、特別養護老人ホームの待機者が約500人、老人介護保健施設が80人、グループホームが約40人の利用待機の状況となっています。入所対応の老人介護保健施設とグループホームの116人分が待機解消となります。充足率は18%と言えます。

なお、一般財源からの持ち出し補助はありません。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 52ページ、ふれあいの里可児の運営事業です。

今回の議案の中でもふれあいの里可児の運営形態が変わって、法定施設に変わるということに支援センターがなりますが、支援センターが法定施設に移行するに当たって、今まで決めた指定管理料ということで決めてあるんですけども、その指定管理料の増額はないのかということで、業務がもう少し複雑になって仕事量がふえると思うんですけど、そうすると指定管理料の増額というのはあり得ないのでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） ふれあいの里可児支援センターにつきましては、市単独事業から障害者総合支援法の適用にまる生活介護サービスへ移行することにしておりますが、実質的なサービス内容については変わりありませんので、指定管理料の変更はしておりません。

消費税相当額については、消費税率の引き上げ分を増額しております。以上です。

委員（富田牧子君） 本当に実質的に変わらないんですかね、業務内容というのは。仕事の内容というのは。私はそこがちょっと違うと思うんですけど、ふえないのはわかりましたけれど、そういう認識じゃなくて、やっぱりもうちょっときちっと認識していただきたいんですけど。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 指定管理業者であります社会福祉協議会とふれあいの里の運営についてはこれからも協議してまいります、実質的に内容が低下するようなことにならないように考えております。

特に、今回、福祉リフトカーを購入することにしておりますので、そういったことでサービスの向上になると考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） じゃあ、29番です。同じく52ページの自立支援等給付事業です。

総額9億4,451万円は、対前年約1億5,347万円増と多額であるが、その理由は何か、対象人数の変化なども含めて説明いただきたい。特に、就労継続支援A型給付費6,268万6,000円は、対前年比約2.34倍となっているが、これによってどれだけの需要が満たされるのかという質問です。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 自立支援等給付費については、サービス利用者の増加により給付費も増加しております。

自立支援給付費の利用件数については、平成25年3月の1カ月間の利用件数は327件でしたが、平成26年2月の利用件数は484件で、157件増加しております。

就労継続支援A型は、前年度末の事業所数が5事業所でしたが、2月末では12事業所に増加しております。また、利用者は18人から43人と大幅に増加しております。就労継続支援A型の事業所がふえることにより、障がい者の福祉的就労の選択肢がふえ、それにより障がい者のニーズに合ったサービスを選択することが可能になってきました。

需要については、現在近隣において事業所が増加したことにより、一定数の確保ができて

したが、今後特別支援学校の可児市在住の生徒が毎年15名程度卒業することを考慮すると、市内の事業所が必要になると考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。30、31につきましては、関連があると思いますので、あわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 53ページの地域生活支援事業ですけど、日中一時支援施設の運営は正しく行われているか。というのは、童思館に対していまだに会計報告が出されていないというふうな話も聞いております。そして、そこで問題を起こした人が、また次の日中一時支援施設をやっているということはいかがなものかと思うので、定期的に監査を行っているかということ。また、不適合施設については、どう対処するのかということをお尋ねします。

委員（山根一男君） 同じく、53ページの地域生活支援事業のほうです。

日中一時支援給付金7,297万円は、昨年度対比で約486万円減額となっているが、利用者は減る傾向にあるのかという質問です。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 日中一時支援事業所の検査については、可児市地域生活支援事業実施要綱により年1回立ち会い検査を行っております。平成25年度は3カ所の事業所の検査を実施いたしました。検査の結果、不適合な事項があった事業所については、不適合事項の是正報告書を期限を定めて提出させ、改善指導を行っております。

次に、日中一時支援給付費についてお答えいたします。

日中一時支援事業は、前年比486万円の減額になっておりますが、同じようなサービスを提供する放課後等デイサービスは513万円程度増加すると見込んでおります。学習支援を行う放課後等デイサービス事業所がふえることにより、預かりを中心としたサービスを提供する日中一時支援事業所は減る傾向になるのではと推計しております。

なお、日中一時支援事業は、障がい児・者の日中活動の場を確保し、預かりのサービスを提供する事業とされております。また、放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児が放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う事業とされております。以上です。

委員（富田牧子君） 済みません、先ほど是正報告書が出されるというふうでしたが、私が指摘したところについてはどうですか。童思館についてはそのように出されて、それでその後運営をされているということでしょうかね。

健康福祉部次長（安藤千秋君） NPO法人でございますので、指導は県が行っております。市としましても、是正内容については期限を定めて提出させましたところ、是正されているということを確認しております。

委員（富田牧子君） そこで問題を起こした人が、新しいところでやっているという話はどうですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 具体的なところは承知しておりませんが、県と協力しながら、県の指導等を見守りたいと考えております。

委員（富田牧子君） 私は、障がい者のところは本当にいろいろふえてはほしいと思いますけど、この障がい者事業の中が貧困ビジネスのようになっては本当に困ると思うんですね。レベルのきちとしたサービスを行うことに対して、やっぱり市として税金を投入するということはそれはいいと思いますけど、内容がひどい、そして働いている人はもっとひどい状況にいろんな事業所があって、本当にこんなことでいいのかという思いがすごくしているものですから、もっときちっと指導して、監督していただきたいという思いで質問しましたので、よろしくお願いします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 今後も検査等で是正すべきところがあれば是正するように指導していきたいと考えています。

委員（山根一男君） わかりましたけれども、そのふえた放課後等デイサービスはどこの部分に予算として追加になっていますでしょうか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 放課後等デイサービスが513万円ほど増加すると予算計上……。

委員（山根一男君） それはどの項目になるんですか、同じページですか。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 資料番号3の可児市予算の概要については、記載がございません。

資料番号2ですが、可児市予算書の61ページに記載がございます。

障がい者自立支援費の扶助費の中の放課後等デイサービス給付費909万3,000円でございます。この金額が、昨年度に比べて513万円ほど増加しております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 53ページ、概要ですね。福祉医療助成事業です。

重度心身障がい者医療費4億8,000万円は、昨年度に比べ約2,300万円減額となっているが、その理由は何かということです。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 平成25年12月末の重度障がい者医療費の受給資格者は3,433人で、前年度に比べ101人増加しておりますが、1件当たりの支給額が452円減少しているため、平成26年度予算では減額しております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。33、34、あわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 55ページのひとり親家庭支援のところですが、児童扶養手当は昨年10月に続いてことし4月からも、生活保護でもそうですが、削減されるということで、どのくらい削減をされるのか、影響を受ける世帯はどれくらいか。

もう1点は、ひとり親家庭支援として、結婚していない非婚のひとり親にも所得税、住民税、国保料など、寡婦控除が適用される市があるというふうに聞いておりますけれども、本市ではどのようになっておりますでしょうか。

こども課長（酒向博英君） まず1点目の児童扶養手当についてお答えいたします。

児童扶養手当につきましては、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられております。これにより、平成26年4月からの児童扶養手当額については0.3%の引き下げとなり、全部支給の場合の支給額は月額4万1,020円となります。昨年10月に改定された額と比較すると、全部支給世帯では120円の減額、一部支給の世帯では30円から120円の間での減額となりますので、全部支給の方の場合ですと年間では1,440円の減額となります。

影響を受けるのは受給者全員ですので、2月末の受給者数で申し上げますと、773世帯となります。以上です。

それから、2点目の未婚のひとり親家庭に関するみなし控除についてでございますが、配偶者と死別、離別した人が受けられる所得税などの寡婦控除を未婚のひとり親家庭も同控除が適用したとみなして所得を計算し、多くが保育料などを減免する制度を一部の自治体で実施されていることは承知しておりますが、本市におきましてはまだ導入の予定はございません。県内では、新年度から岐阜市、大垣市、各務原市において、このみなし適用を実施し、保育料について減免をするということをお聞きをしております。今後、もう少し県内の自治体などの状況を注視しながら判断していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。35、36、関連があると思いますので、あわせてお願いいたします。

委員（板津博之君） 資料ナンバー3の55ページ、すくすくきっずネットワーク事業でございます。

親支援プログラム「ノーバディーズ・パーフェクト」を2回から3回にふやすとのことだが、昨年の参加者数とその効果は。

委員（山田喜弘君） 同じ事業で、親支援プログラム「ノーバディーズ・パーフェクト」の開催数を3回にふやすことで期待される効果は何か。

こども課長（酒向博英君） ノーバディーズ・パーフェクトプログラム、いわゆるNPプログラムは、1回が、週1回6週にわたる連続講座となっております。今年度は6月から7月と11月から12月の2回開催しました。このプログラムの基準によりまして、定員は12人としておりますが、参加者数は1回目が13人、2回目が12人でした。

実施後のアンケートでは、回答者23人のうち21人がプログラムについて非常によかったと回答をしております。また、その中のアンケートの意見では、母親が皆同じように悩んだり苦労していることがわかって元気づけられた。子供が何かしても大きな気持ちで見えられ

るようになった。少しのことでいらいらしなくなった気がする。1つつまずいても、それを切り抜ける方法を考えたり、息を抜いたりできるようになった。今後も、友人にもぜひ参加を勧めたいといったプログラムの効果を証明できる御意見を多くいただいております。こうしたことから、母親の孤立防止、育児不安や育児ストレスの解消などの面で大きな効果があると判断し、新年度からはこの回数をふやすものでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 資料ナンバー3の56ページ、私立保育園等保育促進事業について。

特別保育の受け入れ園児数は、保護者の要望にどの程度応えられるのか、お答えください。

こども課長（酒向博英君） 特別保育には、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育、延長保育などが含まれております。

今年度の4月から2月までの実績で御説明申し上げますと、一時預かり保育では4園で実施し、利用園児数は延べ5,921人で、一月平均で延べ538人となっております。休日保育は私立1園、可児さくら保育園で実施し、利用園児数は延べ67人、一月平均6人ということで、こちらの利用者は少ない状況になっています。病児・病後児保育も同じく可児さくら保育園で実施し、利用園児数は延べ115人、一月平均では10人です。障がい児保育は、療育手帳所持者や特別児童扶養手当受給者が対象となりますが、今年度2園で10人の子供を受け入れております。延長保育は、私立全ての園で実施し、最長の延長時間が2園が午後7時まで、2園が午後7時30分まで、1園が午後10時までということになっております。

こうしたどの特別保育につきましても、前年度実績に基づいて新年度予算を積算しておりますが、新年度におきましても、保護者の利用ニーズは満たせるものと判断をしております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） はい、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 57ページの児童センター管理運営費ですが、この中に施設管理等委託というのがありますが、この内容及びどのようなところに委託をしているのかということをお教えください。

こども課長（酒向博英君） 児童センターの施設管理等委託料の内訳は、資料番号2、予算書の67ページにありますとおり、施設管理業務、一般廃棄物収集運搬業務、遊具点検業務、樹木伐採等業務、夜間警備業務です。このうち施設管理業務委託料に含まれておりますのは、4館の清掃業務、消防用設備等保守点検業務、桜ヶ丘児童センターのエアコンに関するガスヒートポンプ定期点検業務で、この業務は全て関係の業者に委託するものでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 同じく、57ページの市立保育園管理運営経費について、臨時保育士の確保は確実なのか。保育園等に通わずに家庭で保育されている家庭が安心して子育てができるように、園庭開放やマイ保育園制度の実施に向けた検討は、以前実施してきた家庭的保育事業とどう違うのか、お願いします。

こども課長（酒向博英君） まず、1点目の臨時保育士の確保についてでございますが、臨時保育士の確保については、他の自治体においても苦慮している状況ですが、本市におきましてもハローワーク、市のホームページ、広報等を通じ募集を行うとともに、関係の大学へも直接採用の募集の案内を行っていますが、現実には申込者が少ないというのが現状でございます。

来年度に向けた確保については、まだ予定数を満たしてはおりませんが、現在も募集を継続しているところでありまして、何とか人数を確保できるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の家庭的保育事業と園庭開放、マイ保育園等の違いでございますが、家庭的保育事業につきましては、平成21年度に準備を進めましたが、実施するには至らず、事業を中止した経緯があります。この事業は、就労、疾病等やむを得ない事情で保護者が養育できない乳幼児を市が募集した保育ママが自宅で預かり保育をするという事業でしたが、ニーズがなかったことや、市の募集に対する保育ママの応募自体がなかったことなどが中止の理由となっております。

これに対しまして、園庭開放は未就園の親子が保育園へ来て園庭で遊んだり、園の行事に参加したりするものです。また、マイ保育園、マイ幼稚園制度とは、保育園や幼稚園を身近な地域の子育て拠点施設として母子健康手帳交付の際などに本人の意思により希望する保育園や幼稚園をマイ保育園、マイ幼稚園として登録していただき、登録した園で出産前から育児相談や育児体験、育児に関する情報提供などを行うものでございます。この2つの事業は、いずれも乳幼児の預かりは行いませんので、家庭的保育事業とは目的が違っております。以上です。

委員（山田喜弘君） 臨時保育士の確保が厳しいということですが、予定数を確保できなくても事業は実施できるということでしょうか。

こども課長（酒向博英君） はい。予定の人数が確保できなくても、配置基準を下回ることがございませんので。ただ、それによって、ほかの保育士に負担がかかるということもございます。主担任の補助的な立場としての加配の人数が少なくなったり、それからローテーションを多少工夫したりという影響になってはいますが、各園においてクラスの状況による臨時職員の配置方法とか、そうしたかかわる時間帯等を工夫して保育に当たるといったことになると思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次、40番、41番、関連があると思いますので、あわせてお願いいたしたいと思いをします。

委員（澤野 伸君） 57ページ、キッズクラブ運営事業です。

事業費が前年比349万円ふえているが、特定財源の児童福祉費県補助金が前年比500万円減っているのはどうしてかということをお願いします。

委員（山田喜弘君） 同じくキッズクラブ運営事業、アウトソーシング導入可能性についてのどのような体制で検討するのか、またいつまでに検討を終えるのか、をお願いします。

子ども課長（酒向博英君） まず、澤野委員の御質問にお答えします。

事業費がふえておりますのは指導員賃金及び営繕工事費の増加によるものですが、県補助金につきましては、平成25年度予算では制度改正と合わせ、全クラブが通年及び長期休暇とも定員がいっぱいになると、こういう想定で賃金や消耗品等を積算したことに加えまして、ボランティア派遣事業も実施の予定でございました。

このボランティア派遣事業では、児童が地域のさまざまな人々とかかわり合うことが児童の成長発達において重要なことであることから、伝承遊びなどや自然体験などの技術を持つボランティアの派遣ですとか、長期休暇期間におけるボランティア活動などに要する経費が補助対象となりますが、結果的には地域通貨導入の検討を進める上で、他のボランティア活動との整合性の面から今年度のキッズクラブのボランティア活動については謝礼金を支払わないということにしましたので、このボランティア派遣事業の交付はなくなり、補助金も当初の見込みよりは減額をしております。

この本年度予算に対しまして、新年度予算では、今年度の実績に基づいて積算をしておりますが、こうしたことによりまして約500万円の減額となっております。

なお、今年度のキッズクラブの県補助金の交付見込み額は約2,290万円でございます、新年度予算の県補助金2,323万4,000円とほぼ同じ規模となっております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） あわせてお願いします。

子ども課長（酒向博英君） 申しわけありません。

続きまして、山田委員の御質問にお答えします。

まず1点目のアウトソーシングの導入可能性で、どのような体制で検討するのかということでございますが、アウトソーシングの導入可能性の考え方につきましては、昨年12月の議会総務企画委員会におきまして、民間活力の導入による事務事業の見直しについてとして、総合政策課から市の考え方の説明がなされておりますが、原則、全ての市の事務事業を導入の対象としていくということになっておりますので、キッズクラブにつきましてもその可能性を検討していくものであります。

どのような体制でということにつきましては、まずは所管課である子ども課で検討していくということになります。

また、2番目の検討を終える時期でございますが、キッズクラブにつきましては市全体の

事務事業の位置づけの中で、平成27年度以降の導入に向けて課題を整理し、順次導入に向けて必要な準備を進めることということになっておりますので、現時点ではまだこの検討を完了する時期は決まっておりません。全てのクラブで、積極的に今後もボランティアの参加を勧め、子供とのかかわりを今後も継続していくなど、まずはいろいろな課題や問題点を整理していくことが必要と認識をしております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） これらについて。

委員（澤野 伸君） ちょっと1点確認なんですけど、そのK - m o n e yで謝礼の支払いに転換させたんで、県の補助対象の事業としては認められなくなったという認識でいいんですか。その部分というの、金額。

こども課長（酒向博英君） 昨年度の予算の段階では、まだ謝礼を今年度も支払うという予定でしたが、今年度に入りまして、K - m o n e y、地域通貨との整合を図るということで謝礼をやめた。したがって、この部分の補助金がなくなったということでございます。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの質疑について関連はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。10時40分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時39分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

では、42、43でございますが、関連があると思われまので、2つあわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 済みません、58ページの児童発達支援事業ですけど、この説明シートを見ますと、毎年多くの待機児が発生しているということですけども、根本的な解決を図られないのかということをお尋ねします。

委員（山田喜弘君） 同じように、児童発達支援事業について、説明シートから平成25年度も7月より待機児童対策が必要となったが、平成26年度の待機児童の見込みはどうか。また、抜本的な対策はあるのか。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） よろしくお願いたします。

まず、山田委員の前半の部分からお答えをいたします。

平成26年度くれよん定期通所開始を待機していただく方についての見込みは、平成25年度と同様に7月ごろから発生する可能性があります。この状態への即時の対応としましては、平成25年度と同様、平成26年度も4組程度ずつの親子で参加の遊びの教室月1回、にじいろ広場と呼んでおりますが、これを何グループか立ち上げてまして対応いたします。これによりお子様の療育の一部を始めながら、親さんからの相談は全面的にお受けし、保護者支援のほ

うは開始させていただく予定でございます。

続きまして、富田委員、山田委員共通の御質問に対する回答をいたします。

根本的な解決、抜本的な対策につきましては、現在、可児市はもとより、県下全域の課題となっております。くれよんといたしましては、現段階の案として1つ目に、児童発達支援専門員の計画的な増員による受け入れ児童の拡大、2つ目に、現在くれよんにて行っている旧幼児発達相談業務について、専門担当官を確保するなどの業務整理による受け入れ児童の拡大と関係機関連携強化、この2点を進めたいと考えております。

さらに、県下では民間事業所が徐々にふえてきております。可児市でも平成24年度から1カ所、児童発達支援事業所が立ち上がりました。ただ、定員少数の事業所ではありますが、今回の法改正で民間事業所が参入しやすくなった背景がありまして、今後の動向を見守りたいと思います。

また、今後の重要なポイントとして、子供に関係する地域の各機関が児童の発達を支援する仕組みの整備があります。くれよん利用児の8割の方は、保育園、幼稚園に所属していらっしゃいます。くれよん1機関の支援のみならず、毎日通園される園を初め、お子さんに関係する全ての機関が児童の発達を理解し、支援して下さることが大きな意味を持ってまいります。これに関連し、くれよんではくれよん支援員による訪問園スタッフ支援の実施、及び関係機関スタッフを対象に含む研修会開催などを進めます。子供の早期療育にかかわる全ての機関や人、地域全体の支援力アップを目指したいと考えます。以上です。

委員（富田牧子君） 済みません、先ほど民間事業所が出てきたという話でしたが、民間は有料で高額ではないですか。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） 民間の事業所は1割負担を本人さんをお願いすることになります。通常ですと、1回の料金は約400円程度になると思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 同じ資料59ページの生活保護扶助事業でございます。

年々増額し、補正予算も組んで対処している。自立の助長を行いますとありますが、具体的な活動とその成果をお聞かせください。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 福祉課のケースワーカー及び就労支援員は平成25年度、生活保護世帯へ全体で月平均82回の家庭訪問を実施し、生活の維持向上を図るために必要な援助を行っております。

就労支援については、稼働年齢層の15歳から64歳のうち、就労が可能と判断した者に対して支援を行いました。25人に就労支援を行い、うち12名が就労することができました。高齢者や障がい者、傷病者ケースでは、治療や介護等の確認を行い、体調管理や受診指導を行っております。家計管理が不十分な世帯に対しては、家計管理の助言を行い、母子世帯等で子

供のいる家庭に対しては、児童・生徒の通学状況の確認や、養育状況等の確認を行い、必要な助言を行っております。さまざまな支援により平成25年4月から平成26年2月までに20世帯が生活保護を脱却しております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移りますが、45、46につきましては、関連があると思いますので、あわせてお願いいたします。

委員（酒井正司君） 同じページです。地域医療支援事業でございます。

医療機器充実補助金の使途予想は、年度単位で支出せずに積み立てて高額機器購入はあり得ますか。

委員（富田牧子君） 済みません、同じところですが、医療機器充実補助金について、説明があったときに、平成26年度の医師確保の状況を見てというふうなお話がありましたが、医師確保ができない場合は不支給、または減額支給となるのかについてお尋ねします。

健康増進課長（井藤裕司君） よろしく申し上げます。

医療機器充実補助金の使途予想はについてお答えします。

平成26年度においては、乳がん検査において撮影をしながら細胞診ができるマンモグラフィ―TPDシステム機器、それから胃の透視、大腸検査を行うデジタルエックス線テレビシステム機器、透視をしながら外科的処置ができる多目的デジタルエックス線テレビシステム機器を設置する予定があり、この機器の購入の一部にこの補助金を使う予定とされています。

次に、補助金を毎年度支出せず、積み立てて高額機器を購入することは可能かについてお答えします。

まず、平成26年度については、今お答えしましたように、確保を予定する医師が使用する高額機器の購入の一部にこの補助金が充てられていきます。今後、御質問のような必要が生じた場合の対応についてですが、これは岐阜社会保険病院と協議していくこととなりますが、この4月から運営組織が変わるということもあり、そのあたりの取り扱いがどうなるのか、まだわからない部分がございますので、今後の経営方針、それから会計処理などを確認しながら検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

続きまして、医療機器充実補助金は、医師確保ができない場合には不支給、または減額支給となるのかについてお答えします。

岐阜社会保険病院は、地域医療にとって重要な基幹病院であるとの位置づけで支援をしているものです。地域医療にとって必要な医師、診療科を確保することは非常に重要なことです。よって、平成26年度に医師が新たに確保されれば、補助金を支出することになると思います。

御質問のように、もしも医師が確保できなかった場合にはどうかというところですが、地域医療にとって医師確保のほかに重要なこととして救急医療と健康診査と介護、これを一体的に実施できる病院としての機能を十分に果たしていけるだけの体制が整えられていること、

市民の健康の保持と意識の向上に寄与するだけの役割を果たしていることが上げられると思います。こういった活動が十分に認められれば、補助金の支出を検討できると考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 去年言ったこととちょっと違うと思うんですね。私はここに補助することに反対をしているわけではなくて、根拠が本当にいいかげんというか、ころころ変わるというか、この前は切っておきながら、新たにやるときはとにかく医師確保のためにこれが必要だからと言いましたが、先ほどは、例えば医師が確保できなくても、こういう救急の病院だから大事にしなけりゃならないから補助金を出しますというふうに言ってますので、そこら辺ははっきりしてほしいというふうに思うんですね。補助するなら補助するでこういうことだということを初めから一貫して決めてほしいわけ。去年はこう言った、ことしはこう言ったというふうでは、ちょっと5,000万円もの大きな補助をするのに、根拠薄弱というか、いいかげんというか、そういう気がしますがいかがですか。

健康増進課長（井藤裕司君） まず、医師確保ということについては、去年もお話をさせていただいていると思いますけれども、医師を確保するということが非常に地域医療にとって重要なところであるということで、これが確保されれば補助金は支出していくという考え方に変わりはございません。

ただ、岐阜社会保険病院が地域医療の基幹的な病院であるという位置づけというのは、これも一貫しておりますので、このところでこの病院が他の病院と違う地域医療にとって非常に重要な役割を果たすというところで、その重要な役割として何が重要かというところで、救急医療、災害医療、それから健康診査、介護、こういったところがきちっと体制を整えてやっていけるかどうかということ。それから、市民の健康増進にとって他の病院と違う形で役割を果たしていけるかどうかということも、この社会保険病院が地域医療にとって重要であるというところには変わりはないと思いますので、このところについてはその内容について今後運営組織が変わるというところで、これがどういう形になっていくのかということもまだ見えていないところがございますので、しっかりと見守っていきながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（小川富貴君） 去年じゃなくして、ことしもちゃんとこれをおっしゃったんです。医師確保を確認したらという説明でこの予算概要の説明もあったというふうに思っています。ところが、今、運営組織は変わるから、あるいはほかの理由も言いながらということ。要するに、予算づけするときには医師確保が確認できたらというふうにおっしゃった以上、医師確保の見込みがあるか、なしかの運営主体との協議が進んでいると思うんですけれども、そこら辺の協議は進んでいるんですか、進んでいないんですか。

それで、ここを富田さん、もしそれができないときは減額支給等々があるのかということの減給についての話し合いはされているんですか。

健康増進課長（井藤裕司君） 予算説明のときに、医師の確保の状況を見ながらということ

ろで御質問にあるようにお答えをさせていただいたと思います。

まず、医師確保をするということは、この補助金を支出するところの根拠になっておりますので、これがされれば間違いなく補助を支出していくというふうに言えると思います。

ただ、医師確保ができなかったときであったとしても、当然医師確保に向けて努力はしていただくということは当然のことでございますが、これについて、今後この社会保険病院がどういう形で地域医療を担ってくれるのかということをしかりと見きわめながら、そのところで本当に必要なことがあれば、検討の中でしていきたいというふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（板津博之君） ページ変わりました、61ページの健康づくり推進事業です。

ウォーキングの効果等を地域で自発的に普及できる指導者（地域リーダー）を育成していくということだが、具体的にはどのように育成していくのか。

健康増進課長（井藤裕司君） ウォーキングの効果等を地域で自発的に普及できる指導者、リーダーを具体的にどのように育成していくのかについてお答えいたします。

健康づくりを市民運動として展開していく中で、一番問題となるところが、地域の指導者をいかに育成していくかであると考えております。市民が個々のライフスタイルに合わせた健康づくりを推進していくことを目的に、平成26年度から平成30年度までの計画期間で第2期の健康増進計画をこの3月に策定をしました。

その中で、地域において健康づくりをサポートする団体の支援を市が取り組む重点ポイントとして掲げております。その具体的な方法として今考えておりますのが、地域で健康づくりを始めようとしている団体や仲間の中から、何人かに参加をしていただき、勉強していただく健康サポーター養成講座を順次開催していく計画をしております。この講座に参加してノウハウを身につけていただき、地域に帰って、リーダー役となつていただくものです。

取り組みやすい内容として参考に申し上げますと、ウォーキングで言えば、この1月に講師を招いて、ノルディックウォーキングの指導者養成講習会を実施いたしました。また、地域の団体からの依頼で、認知症予防として脳の健康教室のサポートをしていただく人材を育成するための講座を実施いたしました。いずれにいたしましても、一お客さんとして参加していただくのではなく、先々地域のリーダーとなつて指導していただくために必要な知識、ノウハウを習得していただくための講座です。

各地域での指導者を強制的に要請していくという考え方ではなく、地域で自主的に始めようとする健康づくりの活動を、市としては指導者の養成という形で支援していくことができないかと考えているところでありまして、相談があったところから順次進めていこうというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（澤野 伸君） 61ページ、成人各種保険診査事業です。

各種健診委任料が前年比700万ほど増であるが、診療科目の具体的な伸びはということでお願ひします。

健康増進課長（井藤裕司君） 各種健診委託料が前年比700万ほどであるが、診療科目ごとの具体的な伸びはについてお答えします。

各種健診には、胃がん検診を初めとした各種のがん検診、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周病など多くの種類の検診がありますので、その一つ一つの金額について説明することはいたしません。その具体的な伸びの理由は2つあるというふうを考えております。

その1つは、検診の単価について消費税が5%から8%に増額されたことによるもので、これはもう確実に増額となる理由でございます。

もう1つは、各種健診の受診者数の見込みによるもので、これは検診ごとに該当する年代の対象者数と平成25年度の実績をもとにした受診を予想しているもので、個々に増減がありますが、合計すると増額となります。大きくこの2つの理由によって結果として前年度比700万円となったものです。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 母子健康診査事業であります。

重点事業説明シートにもありましたが、乳幼児健診未受診者はどの程度いると予想しているのか。訪問による受診勧奨はどのように行うのか。以上です。

健康増進課長（井藤裕司君） まず、乳幼児健診未受診者はどの程度いると予想しているのかについてお答えいたします。

平成25年度について申し上げますと、この2月までに、乳幼児健診では対象者数795人のうち782人が受診しています。受診率98.4%です。したがって、未受診者数は13人となります。1歳6カ月児健診では、対象者数840人のうち815人が受診しています。受診率97%です。したがって、未受診者数は25人となります。3歳児健診では、対象者数876人のうち820人が受診しています。受診率93.6%です。したがって、未受診者は56人となります。合計すると、現時点での乳幼児健診の未受診者数は94人となりますが、この3月にそれぞれあと2回、もう既に済んでいるものもありますが、健診を予定しておりますので、結果として昨年度並みの受診率になると予想しております。60人程度が未受診となるものと考えております。

それから、訪問による受診勧奨をどのように行うのかについてお答えいたします。

一連の受診勧奨の方法を申し上げますと、生年月日をもとに毎回半月ごとの対象者に個別案内文書を送っており、万一受診日に来所されないときは、電話で次回の受診を案内いたし

ます。その方が翌月になっても受診されないときは、文書により受診勧奨をします。それでも受診されない場合は、翌々月に保健師による訪問を行い、御在宅で面接できた場合は子供さんの発達・発育をその場で確認するとともに、次回の受診勧奨を案内いたします。万一不在で面接できない場合、受診勧奨の手紙を残し、こども課に居住実態の確認を依頼します。こども課の確認により居住実態がある場合は、保健師が再度訪問し、不在の場合は電話をいただくよう手紙を残してまいります。それでも連絡がない場合は、こども課に安否確認を依頼いたします。このようにして、こども課と連携して訪問による受診勧奨を繰り返していきます。

それでも最終的に未受診となることはありますが、まず必ず会って、子供さんの発達・発育の確認だけは全員できるように、訪問に努めているところでございます。以上です。

委員（山田喜弘君） 1点だけ。

保健師さんが翌々月に訪問するというのですが、事前に会える時間等予約とか確認するんですか。

健康増進課長（井藤裕司君） そのところを、事前に電話連絡等、電話番号がわかっているようなときには電話で御連絡をさせていただいて日程の調整とかさせていただくことになると思いますが、電話番号等がわからない場合は何度も訪問させていただくというふうにし対応できないところもございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 81ページ、小学校管理一般経費、安全サポーターについて載っていないので、どうなっているのかをお伺いいたします。

教育総務課長（山本和美君） 安全サポーターにつきましては、平成25年度、今年度と同様に資料3の83ページになりますが、小学校管理一般経費の主な説明の中の学校施設管理等委託料4,600万円ほどで上がっておりますが、その中の一つとして予算としてお願いしております。

中身といたしましては、例年どおり各小学校2名で11校、22人の体制で安全サポーター業務ということで委託をお願いすることに予定をしております。以上でございます。

委員（富田牧子君） 委託費は幾らですか。

教育総務課長（山本和美君） おおむね2,500万円を予定しております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。51、52につきましては、関連があると思いますので、あわせてお願いいたします。

副委員長（伊藤英生君） 可児市学校教育力向上事業で、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、発達障がい専門家、巡回指導など、複数の専門家が個人とかかわる状

況も発生してくると考えるがどのように連携をとっていくのか。総合的に調整する仕組みはありますか。

委員（山口正博君） 同じく、可児市学校教育力向上事業でございますが、新規事業のスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの役割とその役割がどのように学校教育向上力に影響を与えられるか、教えてください。

学校教育課長（林 眞司君） それでは、最初に御質問のありました、どのように連携をとっていくのかという御質問にお答えをします。

御質問のように、事案によってはスクールソーシャルワーカーがかかわる場合、スクールカウンセラーがかかわる場合、発達障がい専門家がかわる場合、子ども相談センターの担当者がかかわる場合などさまざまな対応の仕方があります。このように複数の期間、専門家等がかかわる場合、総合的に調整していくためにケース会議というものを実施しております。複数の機関の担当者や専門家が同じテーブルに着き状況を確認したり、指導の方向を決めたりするなど、各機関同士の連携を図ります。

このケース会議をいつ、どこで、誰が参加して行うかという調整をするために、コーディネーターが重要な役割を担っております。家庭的に問題があり、反社会的な行動が見られるような事案には教頭や生徒指導が対応し、不登校の場合には教育相談担当が対応するというように、事案によって適切な担当者がコーディネートを行っております。こども課や子ども相談センターなど外部機関と連携する場合には、教育委員会の担当者がコーディネートすることもあります。以上でございます。

それから、それぞれの役割と、どのように学校教育力向上に影響を与えられるかという御質問に対してのお答えをします。

最初に、インターネット上に紹介されていた他県の事例を紹介します。

中学校女子について、本人は学校へ行きたいが保護者が精神不安定な状態にあり、女子生徒の登校を必要以上に心配し、欠席をさせているという事例でございます。この事例において、スクールソーシャルワーカーは学校からの情報をもとに保健師と保護者の医療保護、入院の可能性を視野に入れて協議を行い、資料作成の助言、関係機関への連絡調整を行っております。その後、学校、子ども相談センター、病院の連携を支援する中で、保護者の医療保護入院が決まり、女子生徒は元気に登校できるようになりました。

児童・生徒の問題行動については、家庭や学校、友人、地域社会など児童・生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決困難なケースがございます。その現状を少しでも改善するために、スクールソーシャルワーカーの活用を考えております。具体的には、福祉の専門的知識や技能をもって、本人と本人が置かれている環境への働きかけ、2．関係機関とのネットワークの構築、3．保護者等への支援、4．教職員への研修活動等が上げられます。しかしながら、全てのスクールソーシャルワーカーが学校現場のことを熟知し、専門性を発揮して動ける人材ばかりではございません。そこで、直接スクールソーシャルワーカーに指導・支援する人材として、スーパーバイザーを位置づけます。スーパーバイザー

は、スクールソーシャルワーカーとしての経験を積み、なおかつ学校現場のことも熟知している人材でございます。

このように、可児市が進めております学校教育力向上事業では、児童・生徒の困り感の解消を目指し、誰もが過ごしやすい、学びやすい学校づくりを目指しております。スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーそれぞれが役割を果たしていくことで、学校教育力向上事業の目的を達成していくことができると考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） 関連はございますか、よろしいですか。

委員（小川富貴君） スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの雇用形態を教えてください。

学校教育課長（林 眞司君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、1日6時間、年間で175日掛ける2人分でございます。今のところ、蘇南中と中部中に入れる予定をしております。

それから、スーパーバイザーにつきましては、1日6時間、年間12回、人数は1人でございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） 最長何年という契約ですか。

学校教育課長（林 眞司君） 1年ずつの契約でございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 同じく、可児市学校教育力向上事業について、全国標準学力検査で把握した学習の困り感をどのように児童・生徒への学習支援につなげるのか、お願いします。

学校教育課長（林 眞司君） 全国標準学力検査で把握した学習の困り感をどのように児童・生徒への学習支援につなげていくかという御質問にお答えをいたします。

全国標準学力検査は、個人の検査結果を同学年の全国標準と比較をする、いわゆる相対評価形式の検査です。検査後に送られてくる結果の中に、あなたの学習の様子という生徒・保護者への返却資料があります。その中には、教科別の学習ポイントとして、よかったところ、頑張っていたところ、これから取り組んでほしいポイント等が明記されており、どの部分が定着不十分なのか、今後どこに力を入れたらよいのかなどがわかります。この結果と、日ごろ観察している様子等から個別に懇談を実施して、一人一人の学習の見直しをしていきます。

また、教師用には結果を分析した表が届きます。この分析結果をもとに、教科別、学級別に支援の必要な児童・生徒をリストアップします。授業前に、支援が必要な子供たちに対して、今回の授業のどの場面で、どのような支援をすればよいかを明確にし、授業を実施していきます。年数回、各学校独自で進められている指導に対する研究に対する授業公開がありますが、校内の教員が授業を見る機会があります。この授業公開でも支援が必要な児童・生徒に対する指導方法を明らかにして授業を行っております。

このように把握をした困り感に対して支援を行っております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

委員（山田喜弘君） 1点だけ。

そういう指導に、先生たちが十分に時間がとれているのでしょうか。

学校教育課長（林 眞司君） 十分にということに対応できるかどうかわかりませんが、最優先で時間をとって対応しております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料ナンバー3の82ページ、学校教育課、新規事業のいじめ防止教育推進事業でございますが、新規事業のいじめ防止教育プログラム経費12万円の計上がありますが、予算額から推察するに、プログラム作成費のみですか。それであるならば、そのプログラム内容は完成されていると思っておりますが、その内容を教えてください。

学校教育課長（林 眞司君） いじめ防止教育プログラムに関する御質問にお答えをいたします。

この事業は、いじめの早期発見、早期対応はもとより、集団づくりにも力を入れ、集団の中で一人一人の子供をしっかりと育てていくことにより、いじめを生み出さない、いじめや問題が起きても集団の力で解決していける学級、学校づくりに取り組んでいくことを狙いとしております。従来からいじめ防止のために重要であると言われている「わかった」「できた」と思える授業、みんなといると楽しいと思える学級等の観点から、現在取り組んでいる日常の授業や学級経営を見直します。

具体的には、岐阜大学の准教授の指導を受けながら、拠点校となる学校を指定し、その学校の教科の授業、道徳や学級活動、総合的な学習の時間、学級経営などについて見直し整理をします。拠点校で整理をした内容については、市内教員を対象にした各種研修会で取り上げたり、作成した文書を市内全ての小・中学校に配布したりして広めていきます。このように、これまで実施をしてきた日常的な取り組みを見直しながら整理をしてまとめていく事業であるため、作成に係る経費は大学の准教授に指導を受ける講師料、旅費のみとなっております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。55、56につきましては、関連があると思われるので、あわせてお願いいたします。

委員（小川富貴君） 資料番号3、82ページ、外国語・コミュニケーション教育推進事業についてお尋ねいたします。

この項目の中では、小学校英語コミュニケーション研究事業費、それでその次には英語助手派遣委託料も一緒に入っています。これは関係があると思うんですけれども、とりあえ

ずお聞きするのは、英語指導の本格的事業展開を視野に入れた事業として考えられているのか、捉えられているのかということについてお尋ねさせていただきます。

委員（酒井正司君） 同じく、小学校英語教育校の拡大予定はということです。

学校教育課長（林 眞司君） それでは最初に、英語指導の本格的指導展開を視野に入れた事業が行われるかという質問に対してお答えをします。

平成23年度より小学校において新学習指導要領が全面実施され、5年生と6年生でございますが、年間35単位時間の外国語活動が必修化されました。外国語活動においては、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標としております。

この外国語活動の必修化に伴い、可児市では現在、全ての小学校で外国語活動教材「Hi, friends」といいますが、きょうここに持ってまいりました、この教科書でございます。「Hi, friends」という教科書を活用した学習を行っております。

年3回開催される英語担当者会というのがございますが、そこで「Hi, friends」のDVD教材の活用の研修も行っております。夏季特別講座として、小学校の教員を対象にした小学校外国語活動講座を開催し、「Hi, friends」を活用したALTとの授業のあり方について研修を行っております。この研修は3年に1度の悉皆研修として全ての教員に行っております。

それから、また可児市では今年度より、南帷子小学校を教育課程特例校として小学校英語コミュニケーション授業、研究授業ですね、かっこ英語プログラム研究を始めました。この研究では、国際化時代に対応し、外国人に対して物おじすることなくコミュニケーションを図ろうとする子供を育てることを狙いとして、子供英語教育の専門家をアドバイザーに指導・助言を受けながら進めております。平成26年度には、新たに春里小学校を特例校としてこの研究授業を継続してまいります。

そして、2校で研究された内容を平成27年度以降、可児市の全小学校に広めてまいります。具体的には、英語かるたの活用や、英語かるたや英語の絵本の読み聞かせを取り入れた英語の授業のモデルを示し、活用するという内容を考えております。

また、平成26年度には、給食などの時間に全校放送で流す可児の自慢を取り入れた英語のラジオ風CDの作成を行い、27年度以降どの学校でも活用し、外国語になれ親しむ場面をふやしたいと考えております。以上のように、今後英語事業の展開を予定しております。

それから、小学校英語教育校の拡大予定はという御質問に対してお答えをします。

今もお話をさせていただきましたが、平成23年度より小学校5、6年生で年間35単位の外国語活動が必修化され、全ての小学校で今英語活動を行っております。平成26年度には春里小学校を特例校として現在申請中ございまして、まだ結論が出ておりませんが、特例校としてこの研究授業を2校で進め、平成27年度には、さらに全小学校に広げていくということを考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） 関連はよろしいですか。

委員（酒井正司君） 非常に楽しみにしている授業なんです、まず南帷子小学校が特例校で前からやっているということは知っているんですが、春里小が今年度から、あわせて平成27年度から全校ということなんです、モデル校ということなんです、なぜ南帷子が選ばれたということをもっと1点聞きたいのと、それから外国籍の児童が多いところというのは、またある意味非常に注目を浴びるかと思うんですが、その辺のお考えをちょっと聞かせてください。

学校教育課長（林 眞司君） まず、南帷子小学校につきましては、手上げ方式でということで、全ての小学校に打診をしまして、南帷子小学校がやるという意欲を示したということで進められたというふうに前の課長のほうから聞いております。

今回、春里小学校へ広げるといいますのは、西可児中校区ということで、春里小学校まで広げるという形で、西可児中校区の学校で全て英語活動を行うというふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） ほかにはいいですか。

委員（小川富貴君） ちょっとお尋ねします。

冒頭にも申し上げましたけれども、この研究が小学校英語コミュニケーション研究事業が下の英語指導助手とのリレーションをどうオーガナイズされているのか、お尋ねさせてください。

学校教育課長（林 眞司君） 先ほどお話をさせていただきましたように、小学校につきましては外国語活動ということで身の回りにいろいろな英語を通した活動をとという考えで進めております。

その中で、子供たちは小学校ですので、英語のかるたをつくったり、それからアートということで、物をつくったりといったことを今やっておりますが、それをやることによって、子供たちの、英語という授業ではなくて、自然に身についていくであろうと。その中に、ALTにつきましても支援をいただくという形で、身の回りに自然に英語があるという状態をつくりたいという考えでおります。

委員（小川富貴君） 先ほど御説明いただいた、耳、音になれさせる、日本語の二十幾つの音じゃなくして、その倍以上の英語の音を聞き分ける耳というのは、私は小学校の高学年では正直言って遅いと思っているんですね。それこそ3歳ぐらいまでのバイリンガル、トライリンガルという時期に自然に覚えていくものですから、音というよりも、むしろもう知識に、5、6年生にはなってくる、変わってくるんだらうというふうに思うんです。だからこそ必要なのは、本当に情報を、知識を入れていかなきゃいけない中学校で教育要領でも先生たちの英語は英語で授業するというところに変わってくるものですから、子供たちも大事ですが、先生たちの英語力を、要するに英語の先生が来ても、授業を一緒にやるときに、英語を使う外国人とコミュニケーションがとれない先生が担当しているという実態が現実にあるわけですから、そういうことの改善をしていくということに力をもっと入れていただきたいというふうに、これは現実問題として思うところです。それがあって初めて、教育がちゃんとして

いて子供たちにいい教育が伝わるわけですから、それを準備するのはこちらの役割ですから、そこのところをきちんとやれる方向が敷けるかどうかについてお尋ねさせていただきます。

学校教育課長（林 眞司君） 今、私たちは小学校の段階で、小学校の1、2年生は10時間、それから3年生、4年生につきましては20時間、それから5、6年生については35時間という時間をとって、南帷子、それから春里小学校進めておるわけですが、中学校につきましては、今お話がありましたように、英語の力をつける、強化をとということで当然進めていく予定であります。研修会等を通じて先生方の力量アップをするということで研修会の設置もしておりますので、さらにこれから先生方の力をつけるということでいろいろな研修会等の中身を考えていきたいと思っております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） ほかに関連はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。57、58、59につきましては、関連があると思しますので、あわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 83ページ、小学校就学援助費ですけど、生活保護が下がったので、就学援助の基準はどうなったのか、昨年どおりなのか、今後新たに基準を決め直したのか、お尋ねします。

委員（山口正博君） 同じく、小学校・中学校就学援助事業でございます。

要保護及び準要保護児童援助費について、ひとり親家庭の審査についてどこまで踏み込んでおられますか。例えば、離婚をした場合、協議離婚により養育費が支払われている家庭、DV等により協議離婚をしているが、養育費が支払われていないなどの確認をされていますか、教えてください。

副委員長（伊藤英生君） 同じ事業で、下の準要保護が年々増加傾向にあるが、ひとり親家庭支援事業などのほかの事業と統計情報などを共有して、増加の原因究明と援助費抑制の対策を進めていく考えはありますでしょうか。

教育文化財課長（長瀬治義君） まず、富田委員の御質問からお答えいたします。

準要保護者の認定基準は、可児市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱におきまして、市町村民税が非課税の方、それから児童扶養手当の受給者などのほかに、前年の世帯の所得の合計が生活保護法の基準の1.5倍の額以下の者と規定しております。それによって認定されております。

認定の基準は、平成26年度の生活保護基準を使用したいと考えております。また、要保護、準要保護対象者に対する支給額の基準につきましては、消費税増税の関係で補助金の単価が改定されるため、それに合わせて増額改定する予定であります。

次に、山口委員の御質問です。

準要保護の申請に際しましては、必要書類を添付していただいて、民生児童委員さん及び学校長の確認の印を受けた上で提出していただいております。でありますので、その家庭の状況につきましてはその時点で一応のチェックはかかっていると考えております。

認定に当たりましては、申請理由ごとに必要な書類、あるいは所得の資料などをもとに判定いたしますけれども、児童扶養手当受給が認定要件であったり、あるいは前年の所得状況であったりいたします。要するに、源泉徴収票であったり、あるいは確定申告の状況であったりということになります。

この養育費の支払いの有無というところにつきましては、そこまでの調査権限はないというふうに考えておりますので、確認しておりません。

次に、伊藤委員の御質問であります。

準要保護制度による就学援助は、経済的に要保護世帯に準ずる世帯に対して児童・生徒が安心して義務教育を受けるために教育に係る費用の一部を援助するものであります。近年、準要保護対象者が増加しており、その要因につきましては経済情勢や離婚の増加といったことが考えられますけれども、児童・生徒が義務教育を受ける機会を公平に保つためにも、制度をしっかりと周知し、援助を継続していく必要があります。準要保護制度は、児童扶養手当制度の支給などにおいて、ひとり親家庭支援事業と同様に、ひとり親になった場合に支援する事業だと理解しておりますので、対象者の増加を抑制するという、それを行う事業ということではありません。以上でございます。

委員（富田牧子君） お聞きしますが、そうすると、ことしは生活保護の1.5倍ということで、昨年まで受けられていたのに、ことしその基準が変わったので受けられないという世帯はどれぐらいありますか。

教育文化財課長（長瀬治義君） 本年度、現在2月末の時点におきまして、認定した支給対象者が469名見えます。そのうち、いわゆる児童扶養手当とかを支給要件としなくて、前年の所得を支給要件として認定しておる方が105人見えます。その新基準、これは平成25年8月から生保基準改定されたその基準で申し上げますが、その基準に置きかえて計算した場合にも、その方たちに所得制限にひっかかるような影響はありませんでした。以上です。

委員（富田牧子君） もう1つだけお聞きしたいんですけど、就学援助というのは学校に入らないと受けられないんですけど、実は2月に小学校に入学するのに、学校用品を買わなきゃいけないという事態になって、それが二、三万円かかるわけですね。大変それが苦しいというふうなところもあるんですけど、そういう人たちに前倒しで就学援助というのはないですか。

教育文化財課長（長瀬治義君） 前年の所得状況の調査、そういったところの裏づけをとる調査ですね。そういったところとの関係におきまして、当初の認定は5月、いわゆる支給としては4月にはさかのぼりますけれども6月ということにならざるを得ないという状況でございます。以上です。

委員（山口正博君） 養育費について、調査権限がないということで調査ができないということなんですが、これが万が一何らかの理由で、しっかりとそういうものが収入として入っているということがわかれば、取り消しの対象になるんでしょうか。

教育文化財課長（長瀬治義君） 本人の申告に基づいた書類、もしくは本人の面接における

聞き取りによること、それに基づいた所得であれば合算して考えます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） そのほかよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料ナンバー 3、85ページの中学校校舎大規模改造事業について質問いたします。

空調機の種別につきまして、その地域に合った空調機を設置したいとのことでしたが、その調査の結果、5つの中学校についてどのような理由でどのような空調機にするかを教えてください。

教育総務課長（山本和美君） 空調機の種別につきましては、基本的に動力を動かすエネルギーが電気またはガスの2つでイニシャルコストとランニングコストの試算をしましたところ、都市ガスのほうが有利ではないかという方向性が今出てきております。ただ、都市ガスは全市内に整備されているわけではございませんので、その辺の状況を東邦ガスとの調整を行った上での話でございますが、今考えておりますのは、蘇南中学校がガス方式、中部中学校がガス方式、西可児中学校が電気方式、東可児中学校、これは既にガスが来ておりますのでガス方式、広陵中学校が電気方式を今は考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。次は、61、62、これは市立幼稚園の管理運営経費になります。あわせてお願いしたいと思います。

委員（富田牧子君） 85ページのところですが、小1プロブレムに対するカリキュラムという話がありましたが、それはどのようなものか。それで、これを私立の幼稚園には導入を考えていないのかということ。

また、説明シートの15ページのマイ幼稚園制度とはどのようなものか、お尋ねします。

委員（板津博之君） 同じ市立幼稚園管理運営経費でございますが、トイレ改修工事（洋式便器の設置）の今後の計画は、市内全園に設置していくのか、教えてください。

こども課長（酒向博英君） まず最初に、小1プロブレムのカリキュラムについてお答えします。

小1プロブレムに対応するカリキュラムとしては、小学校に入学した1年生が、小学校の生活になれることができるようにするために、小学校で行うスタートカリキュラムと小学校への接続ができるためスムーズに行えるよう幼稚園、保育園で行うアプローチカリキュラムの2つがあります。幼稚園におけるアプローチカリキュラムにつきましては、就学前に身につけることが望ましい生活する力ですとか、学ぶ力などについて、園での遊びや行事を通して小学校の教育内容や生活内容に興味や関心を持たせるような取り組みを行っていくものがあります。新年度に、スタートカリキュラムについては教育委員会において、アプローチカリキュラムについては、幼稚園や保育園、そしてこども課が教育委員会と連携をしながら検

討をしていく予定です。

次に、私立幼稚園への導入でございますが、小1プロブレムへの対応については、今年度、全ての小学校において、幼・保・小・中連絡協議会が設置されています。この協議会では、各幼稚園や保育園の先生が卒園した児童が入学した小学校へ行き授業を見学したり、個々の児童の幼稚園・保育園での様子や、小学校入学後の様子について学校との意見交換を行うものでございます。今年度は、この協議会の場に全部の私立幼稚園が参加するには至っておりませんが、公立・私立を含めた市内の園がこの小1プロブレムへの対応としてカリキュラムについての共通認識を図っていくことは重要と思いますので、教育委員会と連携して取り組んでまいります。

3点目のマイ幼稚園制度は、先ほど山田委員の御質問にお答えしたとおり、幼稚園や保育園を身近な地域の子育て拠点施設として本人の意思により希望する保育園や幼稚園を登録していただき、登録した園で出産前から育児相談や育児体験、育児に関する情報提供などを行うもので、可見市が進めますマイナス10カ月からの安心して子育てできる環境づくりに向けて、第1ステップとして公立園での実施について検討を行ってまいります。以上です。

続きまして、板津委員のトイレ改修にお答えいたします。

市立幼稚園1園、保育園4園のうち、久々利保育園、めぐみ保育園、土田保育園については既に洋式便器を設置しております。洋式便器を設置していない瀬田幼稚園と兼山保育園につきましては、今年度と来年度の2カ年に分けて改修工事を行い、洋式便器の設置を行います。したがって、来年度には公立全園に洋式便器が備わることとなります。以上です。
委員（富田牧子君） 済みません、そのマイ幼稚園制度ですけど、マイナス10カ月はわかるんですが、幼稚園入るまでに子供が生まれてから3年は最低でもかかっているんですけど、それって意味のあることですかね。

こども課長（酒向博英君） この制度は、妊娠をしたときに母子健康手帳交付のときに登録をしていただくものでございまして、妊娠期で例えば登録した方が幼稚園や保育園へ行って、そこでやがて自分が持つ子供たちの様子を見たり、それから専門の保育士がおりますので、そこで育児に対する不安とかそういったものの相談をしたりすると、そういう制度でございますので、まだこれから第1子を持つお母さん方にとっては非常に安心できる制度じゃないかなというふうに考えております。

委員（富田牧子君） それで、このマイ幼稚園制度は、瀬田幼稚園でということなんですか、先ほどおっしゃったのは公立園でとおっしゃったので。

こども課長（酒向博英君） はい。来年度は、まず公立園での実施について検討を行ってまいります。

委員（富田牧子君） どんな遠くの人でもそこへ行って、もちろん自由意思ですけど、登録して、でも先生方はとても忙しいと思うんですよね。だから、そんなことはっきり言って保育園だったらすぐ来るということはあると思うんです、子供さんが、生まれた子が。だけど、幼稚園3年もあるのに、そんなことやって意味があるんでしょうか。

こども課長（酒向博英君） 確かに御指摘のように、この制度というのは現場の保育士がそういった対応をしなくちゃいけないので負担はふえるというふうに考えておりますので、例えばですが、児童センターには今子育て相談で専門の相談員、子育てパートナーという職員も配置しております。したがって、この制度の導入については、やはりそうした職員の体制についても考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

委員（小川富貴君） たしか、以前、瀬田幼稚園は担任を正職員じゃない職員が受け持っているケースがあったわけです。本来あっちゃいけない形が状況として具現化しているわけですが、来年度は全員が正職ということになるかというふうに思いますが、あくまでも幼稚園教育が主でございまして、このマイ幼稚園というのは従ということでございまして、そちらのほうに支障になることがあってはいけませんので、この検討の中で幼稚園としてできる支援、地域の子育て支援施設としての支援がどのようにできるかということは十分に考えていきたいというふうに考えています。

こども課長（酒向博英君） 来年度につきましては、担任は全て正職ということになります。これは、クラスの人数によって1クラスになったり2クラスになったりということがございますが、来年度は全員が正職ということになるかというふうに思いますが、あくまでも幼稚園教育が主でございまして、このマイ幼稚園というのは従ということでございまして、そちらのほうに支障になることがあってはいけませんので、この検討の中で幼稚園としてできる支援、地域の子育て支援施設としての支援がどのようにできるかということは十分に考えていきたいというふうに考えています。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。63から66まで関連があると思われるので、一括でお願いいたします。

委員（富田牧子君） 済みません、85ページの私立幼稚園支援事業ですが、今回の就園奨励費が拡大をされまして、昨年と比べて就園奨励費を受給できる世帯はどれくらい拡大するかということをお尋ねします。

委員（山根一男君） 同じところで、私立幼稚園支援事業ですけれども、対前年比4,879万円と保育園支援事業に比べても大幅に増加していますが、その理由は何かということです。

委員（板津博之君） 低所得世帯、多子世帯の保護者負担について、軽減措置の枠を拡大することだが、具体的な説明を求めます。

委員（山田喜弘君） 同じく、私立幼稚園支援事業で、低所得者、多子世帯の保護者負担について、軽減措置の枠拡大でどのように負担が軽減されるのか。

こども課長（酒向博英君） それでは、1点目として軽減措置の拡大による保護者負担の軽減内容について御説明を申し上げます。

幼稚園就園奨励費は、私立幼稚園の全国平均の保育料を30万8,000円と設定し、この金額を上限としております。

まず、生活保護世帯についてです。現在、生活保護世帯では1人就園の場合や同一世帯から2人以上就園している場合の第1子については補助金額が22万9,200円、同一世帯から2

人以上就園している場合の第2子は26万8,000円、小学校1年生から3年生までの兄または姉がいる1人いる場合に就園している第2子は24万9,000円というふうで、上限の30万8,000円、いわゆる無料となっている世帯は、同一世帯から3人以上就園している場合の第3子以降や、小学校3年生までの兄や姉がいる第3子以降のケースのみが無償となるものでございます。これが制度改正によりまして、生活保護世帯で就園している子供全て無償とするものでございます。

次に、多子世帯の軽減です。現在、幼稚園に同時就園している第2子の補助金額は所得制限があり、基準以下であれば所得に応じて25万3,000円、21万1,000円、18万5,000円の3つの区分がありますが、この所得制限をなくし、就園奨励費の対象外であった世帯も上限の半額となる15万4,000円の補助を受けることができるようになります。また、現在小学校1年生から3年生までの兄または姉が1人いる場合に、就園している第2子についても現在所得制限がありますが、第2子の保護者負担を半額にした上で、この所得制限をなくします。さらに、小学校1年生から3年生までの兄または姉がいる第3子以降の所得制限もなくして、上限の30万8,000円を補助するものでございます。

2点目として、昨年度と比較して、就園奨励費を受給できる世帯がどのくらい拡大するかについてでございますが、平成25年5月1日現在の私立幼稚園に在園する市内在住園児数は1,596人で、このうち就園奨励費補助金申請者数は1,326人となっております。この差、270人の世帯は所得制限などによって対象外となるとの理由で申請されなかったということが推察されます。来年度の入園世帯の所得や家族構成等が申請後でないと把握できないことや、各区分の今年度の申請実績に基づき新しい基準に該当する増加見込み数で積算しておりますので正確な増加世帯数はわかりませんが、今年度に比べ、園児数で約190人ぐらいの子供が新たに対象になるのではないかと見込んでおります。このように、主に所得制限の撤廃による多子世帯の対象者の拡大、これによりまして予算額が大幅に増加しているものでございます。以上です。

委員（富田牧子君） 済みません、今回、こういうことが出てきたのは、やはり幼稚園というか、幼児教育の無償化ということもにらんで出てきているというふうに私は聞いているんですが、今後これがもっと展開していくということはあるですか。

こども課長（酒向博英君） おっしゃられますとおり、この制度は幼児教育の無償化のまずは第1段階というふうで国は言っておりますので、来年度については幼稚園と保育園のまずは負担の平準化を図るということで行うものでございますので、この先についても今後国のほうで検討されていくものと考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか、関連はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 資料ナンバー3、86ページ、教育文化財課、家庭教育推進事業でございます。

家庭教育学級について母親が対象となりがちですが、男女共同参画を推進していく上で、父親に対して家庭教育学級が必要でないかと考えますが、そのような企画は盛り込まれておりますか。盛り込まれていなければ、必要ないとのことですか、教えてください。

教育文化財課長（長瀬治義君） 家庭教育推進事業についてお答えいたします。

家庭教育学級は、各学級のリーダーさん、役員さんが中心となりまして日程、講座などの選定から年間の運営までを各学級で自主的に行うと、そのような私どもの指導のもとに開設されております。各学級のリーダーさんを集めた説明会の中では、父親も参加できる機会をつくるために、土曜日、あるいは日曜日、あるいは夜間といった時間帯に学級を開催するなどの工夫、そういったことについても指導しており、それぞれの学級でそれぞれが工夫して土・日、夜間、そういったことを取り入れて計画しておられます。

また、学級生以外も参加可能な家庭教育講演会、あるいは拡大家庭教育学級への参加も呼びかけております。例えば、そのメニューの一つとして、つい先日、3月9日日曜日に開催いたしましたけれども、父親と参加する歴史勉強と健康づくり、そういったことを目標とした美濃金山城ウォークラリーというものを行いました。多数のお父さん連れの子供さんが参加していただいております。新年度におきましても、このような複合的な方向で父親の参加を促していきたいというふうに思っております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。学校給食センター費、一括してお願いしたいと思います。68、69、あわせてお願いします。

副委員長（伊藤英生君） 給食材料費のうち120万円ほどの緊急時の代替食の詳細について教えてください。

委員（富田牧子君） これまで100万円だったと思いますけど、食材、食品の3核種の放射性物質を検査するという、そういう項目があったんですけど、書いてありませんので、この検査は実施をしないのかということをお伺いします。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 68番、伊藤委員の代替食について御説明をいたします。

学校給食の主食であります御飯やパンが何らかの理由により、もし喫食できないような状態になった場合に、その代替として喫食していただくものでございます。各小・中学校へ児童・生徒数に合わせて配備をするという計画であります。

代替食は、学校での保管を考えておりますので、スペースの問題や衛生管理の問題等を考慮して、栄養補助食品とレトルトのアレルギー対応食を予定しております。

次に69、富田委員の放射能検査の件でございますが、御指摘があったとおり、平成24年から約100万円ぐらいの予算で毎年行ってまいりました。今年度も、平成24年と同様に行う予定でございますし、平成26年度についても書いてはありますが、今年度と同等の検査を実施する予定であります。以上でございます。

副委員長（伊藤英生君） 緊急の代替食は、大規模災害のときとかに配布することは可能なんですか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 給食の代替というふうに申しあげましたが、皆さん御承知だと思いますが、学校の児童・生徒については警報なんかが出た場合に、時間によっては食事の時間であっても学校にとどまらざるを得ないような事態が発生をするというふうにお聞きしております。もし、そういったような場合には、緊急代替食ということでございますが、使う場合もあるかと思えます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。国保会計、あわせてお願いしたいと思います。70、71、あわせてお願いします。

委員（富田牧子君） 済みません、国保会計のところで、保険料の軽減が広がったということだと思いますけれども、軽減対象になるのはどのぐらいの世帯かという問題と、それから久々利の診療所ですけれども、いろいろ物議を醸しておりましたが、運営は続けていくということですが、どのような判断基準でこれからも残していくのかということをちょっと教えてください。

国保年金課長（大澤勇雄君） まず、軽減につきましては、7割、5割、2割の軽減がございます。7割軽減の対象となる世帯は、所得で33万円以下、給与収入なら98万円以下、年金収入に直しますと103万円以下で、平成25年度当初課税ベースで2,668世帯、3,702人が対象となります。

また、5割軽減の対象となる方は、これは現行制度で2人の所得を足して57万5,000円、給与に直しますと122万5,000円、公的年金ですと127万円以下の対象となりまして、平成25年度で530世帯、1,261人が対象となります。

また、2割軽減については、所得で68万円の給与収入で、給与収入でいきますと133万円、年金収入で140万円以内の方で、平成25年度ベースで1,906世帯、3,379人の人が対象となります。全体では、約30%の方が現在対象となっております。また平成26年度にはこの軽減の枠が拡大し、軽減対象世帯が約38%、約6%程度拡大する見込みです。

それと、まず久々利の診療所の運営基準につきましてでございますが、久々利の診療所においては、受診者数が減少し、平成26年度は900万円の一般会計からの繰り入れをお願いしております。繰り入れは、平成24年度で1件当たり直しますと6,200円ほどになります。これは県下の国保診療所でも平均より少し高いところですが、全国の公立病院でも赤字の運営で赤字幅が広がり、大変苦しんでいるところです。関係機関の意見も聞きまして、十分時間をかけて慎重審議を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 103ページの後期高齢者医療特別会計ですが、平成26年度からまた値上げになります。後期高齢者医療保険料はどれくらいになるかということと、2年前の前期に比べてどのくらいの値上げになるのか、お聞きをいたします。

国保年金課長（大澤勇雄君） 平成26年度後期高齢者医療制度の保険料率は、均等割が4万670円から4万1,840円で、1,170円の上昇となります。また、所得割の率が7.83%から7.99%となり、0.16%の伸びとなり、1人当たりの軽減後の保険料については463円の伸びとなります。

また、平成26年度の1人当たりの保険料率については5万7,135円となります。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。73、74、関連がありますので、あわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 107ページの介護保険特別会計ですけど、安心ダイヤル24の事業費が載っていませんので、どうなったか教えてください。

委員（山田喜弘君） 同じところですけど、説明のときに、安心ダイヤル24を廃止したというふうに聞きましたが、なぜ廃止したのでしょうか。

健康福祉部参事兼高齢福祉課長（小池百合子君） 安心ダイヤル24について、御質問に合わせてお答えします。

安心ダイヤル24については、平成24年9月に事業を開始して1年半を迎えるところですが、平成26年度より廃止することになりましたので、事業費は掲載されていません。

また、その理由についてお答えします。

この1月までの利用状況を見ますと、相談件数は250件、月平均12件となっています。利用日では平日が75%を占め、時間帯では午前9時から午後5時までが約57%となっております。相談内容では、介護保険に関することが29%、健康や医療に関することが27%、心理的な相談が約22%という状況でした。

個々の内容を見ますと、緊急を要する内容はほとんどなく、どこに相談していいのかといった質問に対して、地域包括支援センターや高齢福祉課の窓口を紹介するケースが多くありました。総合的に見ますと、24時間対応をすることの必要性は低い状況と思われれます。このような状況をもとに、今後の事業について検討しました結果、緊急時の対応については緊急通報システム事業で相談や連絡を行うことができ、安心ダイヤル24で受ける相談については、市内の地域包括支援センターで受ける方がよりダイレクトに対応できるのではないかと考えたところです。

新年度より地域包括支援センターが5カ所となり、より地域に密着した活動が可能となります。今後は、地域包括ケアシステムを構築し、地域全体で高齢者を支えていく仕組みづくりが重要となる中、地域の課題や住民のニーズを把握するためにも地域包括支援センターが

相談に応じていくことが重要ではないかと考えたところによるものです。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 関連よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 同じく107ページの介護予防事業費、健康支援事業経費でございます。ヘルスアップ教室を5月に廃止する理由と成果の検証結果をお聞かせください。当該教室と同等の効果が期待できる代替案はありますか。以上です。

健康増進課長（井藤裕司君） ヘルスアップ教室を9月に廃止する理由についてお答えいたします。

健康づくりは、個人がそれぞれのライフスタイルに合わせて自主的に取り組むものであり、市はできるだけ多くの方々にこの取り組みを始めていただきたいと考えています。これまでヘルスアップ教室で使用してきたエアロバイクの耐用年数が来たことにより、この機器を使い続けるの授業ができなくなったことによります。また、エアロバイクを使ったヘルスアップ教室には、参加いただける人員に限りがあり、教室を終了した方々がその後自主的にこの方法を継続する選択肢は多くありません。そこで、この機会にこの授業を廃止し、その効果と同じような効果が得られる取り組みをできるだけ多くの市民に手軽に、身近なところで実施していただこうと新たな事業を始めたところです。

なお、ヘルスアップ教室の廃止を年度途中の9月とした理由は、現在、この教室に参加している受講者の運動の中断を招かないよう、ウォーキング等への切りかえを考えていただく移行期間を設けたためです。

次に、ヘルスアップ教室の成果と検証結果についてお答えします。

高齢者の健康維持を図るための有酸素運動の有効性を広く御理解いただくために一定の効果があつたと考えております。しかし、その効果が特定の方に限定されてしまうことから、健康づくりとして継続していく事業ではないというふうに判断をいたしました。

ヘルスアップ教室と同等の効果が期待できる代替案はあるのかについてお答えいたします。

ゆっくりと継続するポレポレ運動教室を今年度から始めております。ポレポレとは、スワヒリ語で、ゆっくりとか、のんびりといった意味です。具体的な内容としては、週1回の筋力トレーニングと有酸素運動を踏み台や椅子などを使って行います。また、月に1回脳トレや調理実習、交流会といったいろいろなメニューを組み合わせながら楽しんで健康づくりができる内容といたしております。以上です。

委員（酒井正司君） このヘルスアップ教室というのは、筑波大学と提携して可児市が独自の予算で全国に先駆けて取り組んだ、非常に先進的なすばらしい取り組みだったんですが、エアロバイクの耐用年数という理由は非常に残念な結果なんです。ただ、これから介護予防事業というのは、いろんな選択肢を当然準備して、いろんなメニュー、たくさんの方により多く参加して健康度をアップしないと、この先の医療費が非常に心配になるわけです。それで、ウォーキングというといつも302が出るんですが、全然健康に対する貢献度といいま

すか、種類が違うと思うんですね。ですから、今後こういうメニューを考えられるときに、いろんな意欲を持った方、何らかの形で継続できるような方法をぜひともお考えいただければと思います。以上です。

健康増進課長（井藤裕司君） ありがとうございます。

できるだけ、多くの方が継続して健康づくりに取り組んでいけるように、この健康づくり、いろんな提案をしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長（伊藤 壽君） この件について関連はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、そのほかの質疑を許します。

質問される方は、お1人、質疑1回につき1問としてください。よろしくお願いします。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、これで質疑を終了いたします。

執行部の皆様はお疲れさまでした。御退席ください。

ここで暫時休憩をお願いしたいと思います。12時を回っておりますが、あと執行部に喚起事項とか、附帯決議をするといった議論を進めていきたいと思いますが、このまま延長してやってよろしいでしょうか。

では、延長してこのままやっていきますので、よろしくお願いします。

休憩 午後0時08分

再開 午後0時09分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、さきの予算決算委員会の進め方において皆様に御提案いたしましたように、本日の予算案の質疑及び審査を通して、今後の予算執行に向けて可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項、または附帯決議を付すことなどについて議論をするために自由討議の動議がありましたら、委員会に諮りたいと思います。皆様いかがでしょうか、ございませんか。

委員（板津博之君） 澤野委員の質問で、40番で、キッズクラブ運営事業のところで、これはあしたの建設市民のほうにかかってくると……。

委員長（伊藤 壽君） ちょっと済みません、失礼しました。

その前に、動議がございました。

この動議に対して賛同される方はお見えですか、自由討議についての賛同ですが、よろしいですか、賛同される方見えますか。

〔賛同者あり〕

委員（板津博之君） キッズクラブ運営事業で、先ほどK - m o n e yでボランティアの方への報酬を払うということで補助がなくなったということなんですけれども、あしたの建設市民のほうにもかかってくるので、あした改めてでもいいかと思うんですけど、K - m o n

e yで報酬を払うということで、ボランティアをされる方のモチベーションが下がったり、それによって、またボランティアをやっていただける方が減ってしまうという危惧もあろうかと思うので、このあたりはちょっと執行部に対して言っていたほうがいいんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

委員（伊藤健二君） 今、危惧された中身についてはわかりましたが、さっきたまたま時間外でちょちょっと課長さんとお話したときに、まずK-moneyは、ポイント、インターネットの話題も最近ありましたけれども、あれと同じように直接日本国政府が発行している通貨ではないもので、地域通貨という概念で処理して、言ってみれば振興券とも同じ、商品券の類と同じで、貨幣としての、金としての価値を認められていないもので、結論としてはこれから渡すのは、新たに賦課する形であって、現行平成25年度では、いわゆる有料ボランティア等も含めてやっていないので、今は完全にボランティアとしてやっていただいている。それに今度はK-moneyで、ポイント、後に有価物と交換できる地域内限定のK-moneyを使って拡大をするという概念だから、そういう心配は要らないんじゃないかというようなことが出てました。その辺で、多分ほかの議論ではあるかもしれないけど、直接今言われようとしたK-moneyとの関係については、プラスアルファをして拡大をしようという趣旨だから、それ自体は余りマイナス的要素ではないというふうに課長は言っていました。参考になればと思います。

委員（板津博之君） あくまでも問題提起というか、これで結論づけようということではありませんので、自由討議の中での話で、あしたの質疑に対する答弁も地域振興課のほうからあるかと思しますので、またそれを踏まえてもんでいただければいいかなというふうに思います。あくまでも問題提起ということでお願いいたします。

委員（山根一男君） 今の板津委員の指摘したK-moneyの件ですけど、モチベーション云々はもちろん大事なことだと思いますけども、それ以前として、K-moneyにかえることによって、県からの補助金が減るという話がありましたですね。それをどう考えるかということのほうで、それも重要じゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） そのほかございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

御意見もないようでございますので、これで自由討議を終了いたします。

先ほど、板津委員の発言にもありましたように、K-moneyにつきましては、あすもまた質疑等出ておりました議論されることだと思います。あすのを踏まえて、もし、あす自由討議という場がございますので、そこで動議を出していただければというふうに思います。もう少し執行部からの説明を受けてからにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、以上で本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしました。これで終了してもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。なお、次回、明日3月13日午前9時より予算決算委員会建設市民委員会所管部分を行いますのでよろしくお願いいたします。本日は、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後0時15分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月12日

可児市予算決算委員会委員長